〃	第三十九回	十億円	百四円三十銭	
〃	〃	二十五億円	百四円三十一銭	
〃	〃	五億円	百四円三十二銭	
〃	〃	一億円	百四円三十三銭	
〃	第四十五回	一億円	百四円五銭	
〃	第四十六回	一億円	百四円七十銭	
〃	第四十七回	二億円	百四円二十銭	
〃	第四十八回	三億円	百七円五銭	
合計		千三百二億円		

○財務省告示第九十四号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年二月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	十億円	百二円五十銭
〃	第三回	四億円	百四円九十五銭
〃	〃	七億円	百五円四銭
〃	〃	五億円	百五円十四銭
〃	〃	五億円	百五円三十四銭
〃	〃	一億円	百五円五十五銭
〃	〃	五億円	百五円六十四銭
〃	第四回	二十億円	百六円四十一銭
〃	〃	一億円	百六円六十四銭
〃	〃	一億円	百六円七十一銭
〃	第六回	一億円	百七円六十九銭
〃	第七回	一億円	百九円
〃	〃	二億円	百九円四銭
〃	〃	二億円	百九円九銭
〃	第八回	十五億円	百十円二十九銭
〃	〃	十五億円	百十円三十七銭

〃	〃	十五億円	百十円四十五銭	
〃	〃	十五億円	百十円五十三銭	
〃	〃	十五億円	百十円六十一銭	
〃	〃	十五億円	百十円六十九銭	
〃	〃	十五億円	百十円七十七銭	
〃	〃	十五億円	百十円八十五銭	
〃	〃	一億円	百十円九十一銭	
〃	第十二回	二億円	百十三円六十五銭	
〃	〃	一億円	百十三円八十五銭	
〃	〃	一億円	百十四円	
〃	第十六回	十億円	百十六円三十五銭	
〃	〃	一億円	百十六円九十銭	
合計		二百一億円		

○財務省告示第九十五号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十四年三月財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

第一号を次のように改める。

一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者

第一級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　橙色
料額・等級・介護文字　暗い青緑色

第二級健康保険印紙



寸法　縦　二十五・五ミリメートル
　　横　二十一・五ミリメートル
刷色　暗い黄薄橙色
模様　料額・等級・介護文字　暗い青緑色